

公 訴 事 実

一 被告人 ■■■ は

1 昭和四三年一二月七日午後五時すぎころ鹿児島市■■■番■■■号国鉄鹿児島機関区更衣室において、他の約三〇名とともに■■■(当四八年)を取り囲み、右手指で同人の右胸を二回、左胸を一回各強く突き、さらに右膝で同人の腹部付近を一回蹴り上げ、もつて多衆の威力を示して暴行を加え

2 昭和四四年二月一四日午後五時すぎころ右機関区乗務員室において、他の約一二名とともに右■■■を取り囲み、右手で同人の作業服の前襟首を強く掴んでひねり上げ、もつて多衆の威力を示して暴行を加えた。

二 被告人 ■■■ および被告人 ■■■ は、共謀のうえ、昭和四四年一月一八日午前九時二〇分ごろ前記鹿

児島機関区旧車庫前において、こもこも(当四六年)の背後から同人の襟を掴んで引張り、また同人の前に立ちふさがつてその胸付近を手、肘、肩で突き、さらに被告人(当四六年)の首の左手で巻いて腰を使い、同人を地面に投げ倒し、もつて共同して同人に暴行を加えた。

三 被告人(当四四年)は、昭和四三年一月二日午後五時二十五分ころ前記国鉄鹿児島機関区指導室において、(当四四年)に対し、「何を」と大声をあげ、矢庭に筆立代用のビール空缶を同人の目の前に叩きつけ、同人の身体に害を加えるような氣勢を示して同人を脅迫した。

四 被告人(当四四年)は

1 同日時ごろ同所において、右(当四四年)に対し、「何を、叩くぞ」と大声で叫びながら同人に詰め寄り、右手を振り上げ、同人の身体に害を加えるような氣勢を示して同人を脅迫し

2 同月九日午前十一時ごろ右鹿児島機関区庁舎前掲示板付近において、(当四〇年)に対し、「二階に上らせるな」と叫んで他四名と共に同人をとり囲み、右肩および右肘で五、六回同人の胸部に体当たりし、もつて多衆の威力を示して同人に暴行を加えた。

五 被告人(当四四年)及び(当四四年)は、共謀のうえ、昭和四四年一月二日午後零時ころ前記国鉄鹿児島機関区庁舎前で、被告人(当四四年)において、(当四四年)の胸部を肩および肘で各二、三回突き、被告人(当四四年)において右(当四四年)の胸部を腹で二、三回押し、被告人(当四四年)において右(当四四年)の肩および胸部を両手で約一

〇回突き、もつて数人共同して同人に暴行を加えた。

六 被告人[]は、昭和四四年一月二〇日午後五時三〇分ごろ前記国鉄鹿兒島機関区乗務員詰所において
1 []（当三三年）に対し「ノイローゼにして、脳病院に入れてやる」と申し向け、同人の身体に害を加うべきことをもつて同人を脅迫し

2 ついで、右[]が椅子より立ち上がるや、同人の着衣の右上腕部付近を右手でつかんで下方に強く引張り、同人を強いて椅子にかけしめ、もつて同人に暴行を加えた。

罪名及び罰条

一の1及び2、二、四の2並びに五につき各暴力行為等処罰に関する法律違反 同法一条、刑法二〇八条

三、四の1及び六の1につき各脅迫 刑法二二二条一項

六の2につき暴行 刑法二〇八条